



2025年7月31日

各位

会社名 株式会社イーディーピー
代表者名 代表取締役社長 藤森 直治
(コード番号：7794、東証グロース市場)
問い合わせ先 代表取締役副社長 兼 総務部長 高岸 秀滋
(TEL 06-6170-3871)

(開示事項の経過) 損害賠償請求訴訟の一部和解成立に関するお知らせ

当社は、2024年2月22日に「訴訟の提起に関するお知らせ」で開示しましたとおり、「本件事務所建物の貸主及び仲介業者ら合計3名に対する損害賠償請求及び本件事務所建物賃料減額確認の訴え」を大阪地方裁判所に提起しました。一方、当社は、同年3月8日に「当社に対する訴訟提起に関するお知らせ」で開示しましたとおり、相手方等3名のうちの1名である貸主から本件事務所建物に関して訴訟の提起を受けておりました。本日、訴訟の提起を受けていた貸主との間に裁判上の和解が成立いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訴訟の提起から和解に至るまでの経緯

本件につきまして、相手方3名に対し、本件建物の工場使用が建築基準法に違反している事実が判明したことによる工場内の機械装置の稼働停止及び移転等にかかる損害賠償として141,143,889円の支払いを求めて提訴し、鋭意主張立証を行ってまいりましたが、この度相手方の内、本件事務所建物の所有者・貸主である有限会社新千里から和解の申入がありました。当社はこれを検討しました結果、有限会社新千里が賃貸人として本件賃貸借契約に際して法令適合性に関して当社に確認すべき注意義務の懈怠があったことを認め遺憾の意を表明したことを受けて、和解に応じることとし、本日付で裁判上の和解が成立するに至りました。

2. 和解の相手方の概要

有限会社新千里 (本件事務所建物の所有者・貸主)

3. 和解の主な内容 (後記4のとおり、本和解後も仲介業者2名との訴訟は継続するため、今後の訴訟への影響を考慮し、本和解における損害賠償の具体的金額は明示しておりません。)

- (1) 有限会社新千里は、当社に対し、一定額の損害賠償金の支払義務を認める。
- (2) 有限会社新千里は、当社が支払留保していた賃料のうち、本件事務所建物のうち工場として使用できなくなった部分のあることを理由に5,280,000円を減額する。
- (3) 当社は、有限会社新千里に対して、(2)による減額後の支払留保賃料額から、(1)の金額を控除した金額を支払う。
- (4) 当社及び有限会社新千里は、今後も、本件事務所建物の賃貸借契約を有効に継続させる。
- (5) 本和解により、当社及び有限会社新千里が各々相手方に提起していたその余の請求を放棄する。

4. 今後の見通し

相手方等の内、仲介業者である株式会社グッドライフ及びオレンジホームこと藤瀬順一とは引き続き係争中であり、当社の主張を全うして参ります。

なお、本和解が2026年3月期通期連結業績予想に与える影響は軽微です。

以上